

自由同和

大阪版



運動スローガン

1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 4 6 4

2025年(令和7年) 10月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話 (072) 224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶<https://jiyudowa-osaka.org>

令和7年度

人権教育・啓発白書

令和6年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省 (一部抜粋)

はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」(以下「憲法」という。) の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合(以下「国連」という。) において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にもものੱって行われている。また、我が国では、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているといことができる。

一方で、人権課題の生起がやむことはなく、令和6年度においては、インターネット上の人権侵害やこどもの人権問題のほか、旧優生保護法に関する取組を含めた障害のある人の人権問題等が関心を集めることとなった。

法務省の人権擁護機関では、「人権侵犯事件調査処理規程」(平成16年法務省訓令第2号)に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害者の救済に努めているところ、令和6年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は8,947件である。これを類型別に見ると、労働権関係事案が1,663件(18.6%)と最も多く、次いで、プライバシー関係事案が1,437件(16.1%)、学校におけるいじめ事案が1,202件(13.4%)、暴行・虐待事案が1,025件(11.5%)、差別待遇事案が907件(10.1%) などとなっている。

特に、こどもの人権に関しては、文部科学省が行った令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は10万8,987件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する「重大事態」の件数は1,306件と、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は令和5年度には22万5,509件と、依然として高い水準にある。

このような状況を踏まえ、政府では、関係府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。

本書は、令和6年度に各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。

第1章 人権一般の普遍的な視点からの取組

3 人権教育・啓発に関する基本計画の見直し

人権教育・啓発に関する基本計画は、人権教育・啓発推進法第7条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定された。

政府は、同基本計画に基づき、人権教育・啓発施策を実施しているが、昨今の我が国の人権状況は大きく様変わりしており、人権教育・啓発施策については、各人権課題の解決に向け、これまでの取組状況を踏まえた上で、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を捉えた効果的な取組の推進や新たな人権課題に対する適切な対応が求められている。

そこで、政府は、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応した人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、人権に関わる教育・啓発活動を行っている関係府省庁間で情報を共有し、その密接な連携・協力を図ることを目的として、令和6年6月3日、「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」を設置し、同基本計画の見直しに向けた検討を行うこととした。

令和6年度は、同会議の下に設置した幹事会において、有識者や関係団体等からのヒアリングを実施したほか、関係府省庁間で同基本計画の見直しに向けた協議を実施し、令和7年1月20日に中間試案を取りまとめた。また、この中間試案について、同月28日から同年2月26日までの間、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、関係府省庁間で更なる協議を行うなど、引き続き、見直しに向けて必要な作業を進めているところである。

参考資料3

令和6年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関(以下「人権擁護機関」という。) は、人権侵犯事件調査処理規程(平成16年法務省訓令第2号)に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

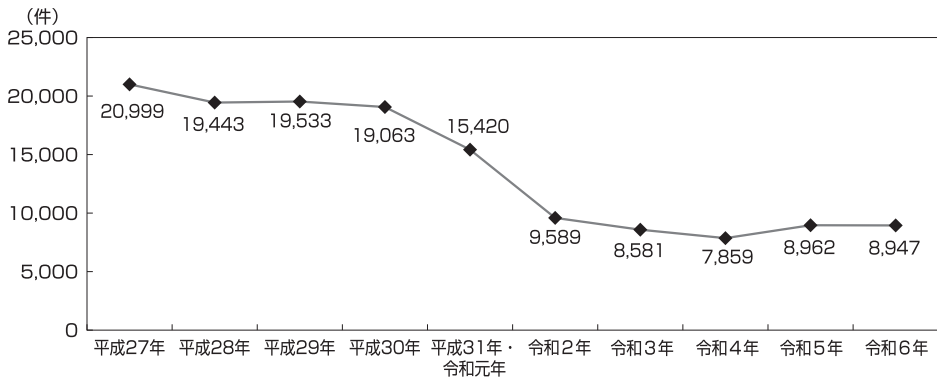
令和6年(暦年)における取組状況は、以下のとおりである。

【令和6年の主な特徴】

- ① 令和6年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,947件、処理した人権侵犯事件の数は、8,983件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,202件であり、全体に占める割合は、13.4%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,707件であり、高水準で推移している。

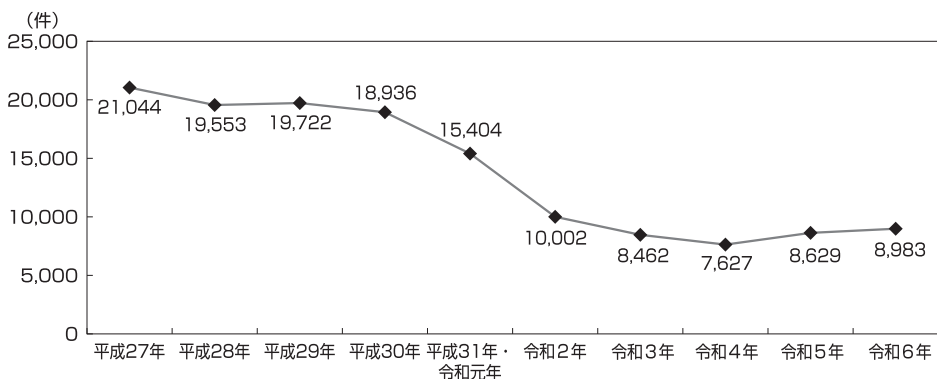
1 人権侵犯事件数の動向

(1) 新規救済手続開始件数



人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移

(2) 処理件数



人権侵犯事件の処理件数の推移

(3) 新規救済手続開始件数の動向・分析

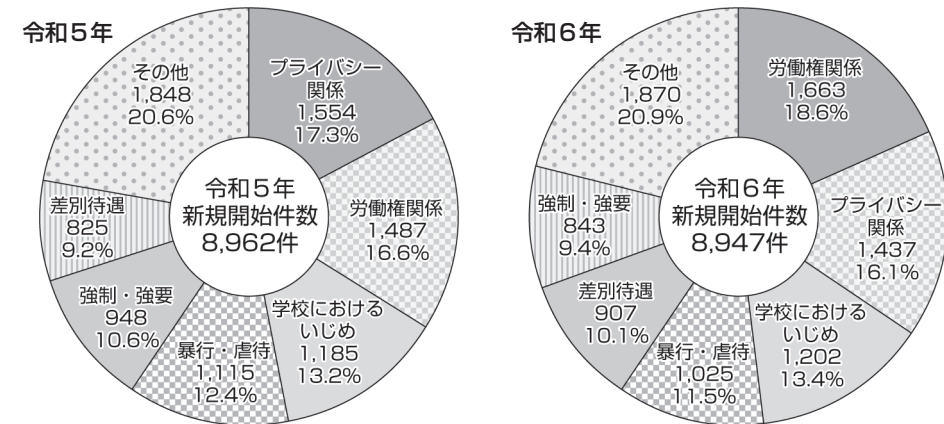
人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、前年と同水準であった。

令和2年以降、「プライバシー関係」の事案が最も多い状況が続いていたが、令和6年はパワーハラスメントなど「労働権関係」の事案が増加し、最多となった。

学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数と、その新規救済手続開始件数全体に占める割合は、いずれも前年から増加した。

また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数が依然として高水準であることは、前年と同様に特徴的である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較(新規救済手続開始件数)



人権相談件数及び主な類型

令和6年の人権相談件数 17万4,292件

人権相談における件数上位の類型は次のとおり。

類 型	相談件数	全体に占める割合
住居・生活の安全関係	16,339	9.4%
労働権関係	10,736	6.2%
プライバシー侵害	10,457	6.0%
強制・強要	7,785	4.5%
学校におけるいじめ	6,944	4.0%
暴行・虐待	6,502	3.7%

3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

(1) 人権擁護機関の取組について

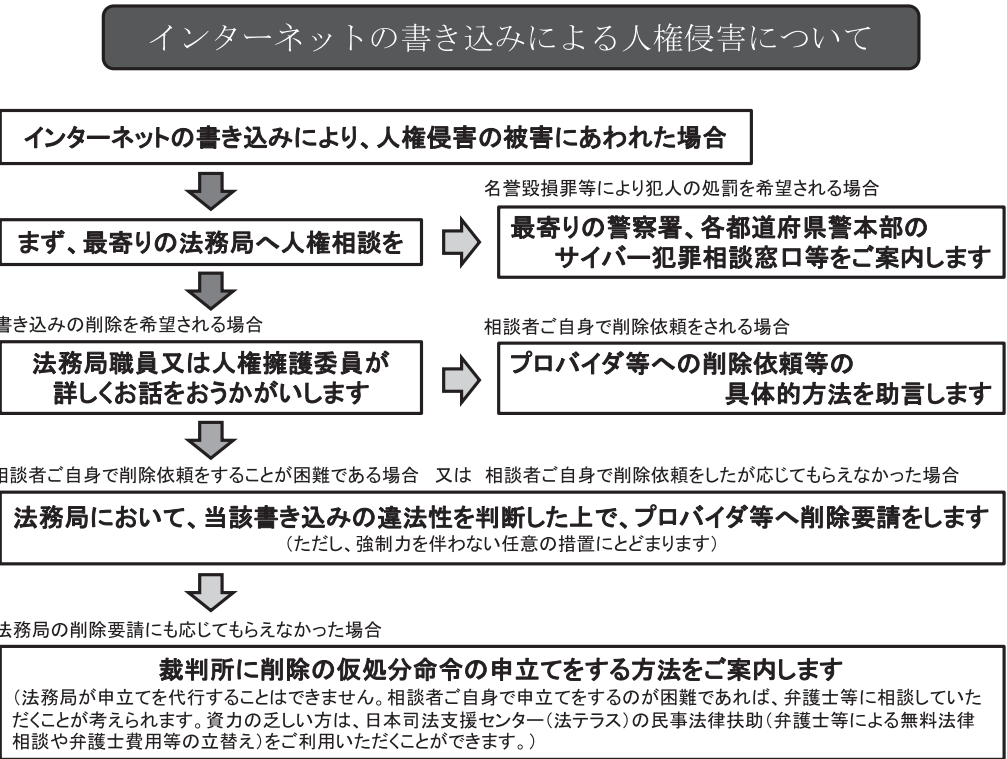
人権擁護機関では、全国の法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談を受けた場合には、相談者の意向に

(2面に続く)

応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ事業者等に対して書き込みの削除要請をするなどしている。

人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。



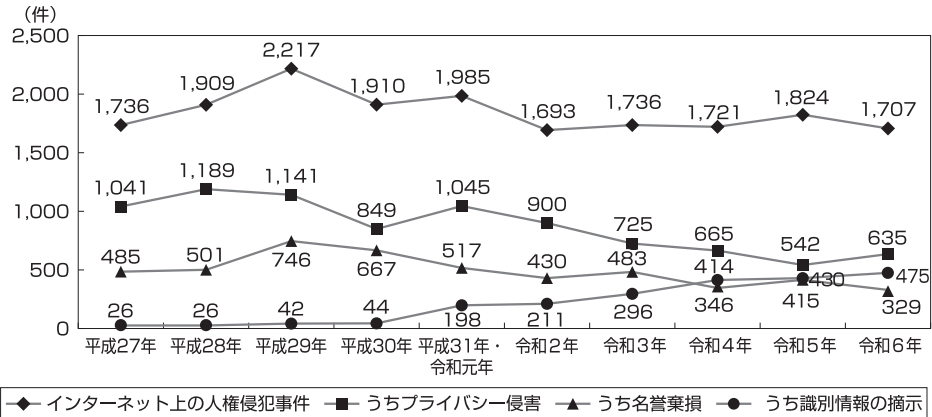
(2) 令和6年における人権侵犯事件の動向について

ア 新規救済手続開始件数

令和6年において、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,707件で、前年から117件減少した。

このうち、プライバシー侵害事案が635件、識別情報の摘示事案が475件、名誉毀損事案が329件となっており、これらの事案で全体の84%を占めている。

なお、人権侵犯事件数はプロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計しており、人権侵害情報の書き込み数ではない(例えば、1つのプロバイダ事業者等に対し、100の書き込みの削除を1回で要請した場合、1件として計上している。)

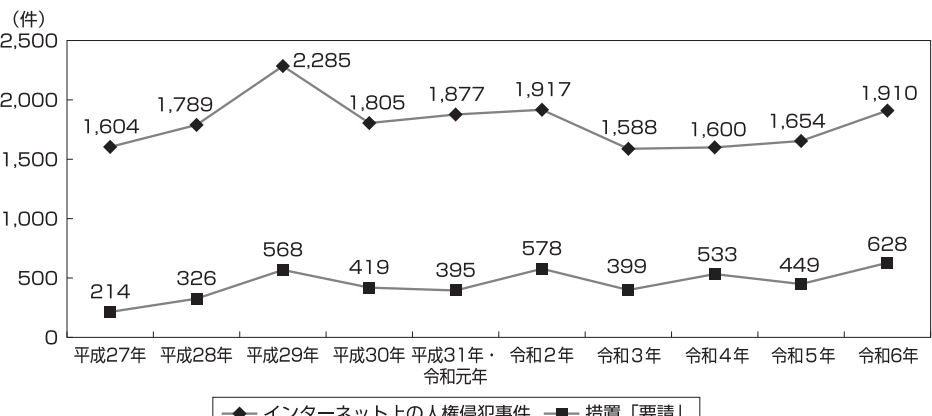


インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件(新規開始)

イ 処理件数

令和6年において、処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,910件となり、前年から256件増加した。

当該事件の処理のうち、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を削除依頼する方法を教示するなどの「援助」は約4割を占めており、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は628件で、約3割となっている。



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件(処理)

ウ プロバイダ等に対する削除要請件数と削除対応率

令和4年1月から令和6年12月までの3年間に、人権擁護機関がプロバイダ等に対して人権侵害情報の削除を求める「要請」をした人権侵犯事件(1,610件)のうち、因果関係は定かではないものの、当該情報の全部又は一部が削除された件数は1,028件で、その割合は63.85%であった。

人権擁護機関による削除要請件数と削除対応率(令和4年～令和6年)

要請件数 ○+△+× =□(件)	削除合計 ○+△(件)			削除せず ×(件)	全部削除率 ○/□(率)	削除対応率 (○+△) /□(率)
	全部削除 ○(件)	一部削除 △(件)				
1,610	940	88		582	58.39%	63.85%

※ 対象期間は令和4年1月から令和6年12月まで。

※ 人権侵犯事件の処理については、要請のほか、援助、侵犯事実不明確又は打切り(調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる)等により終了する場合がある。

※ 人権擁護機関による削除要請と削除との条件関係は、厳密に特定できるものではない。

エ 令和6年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵犯事件の例

・インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名や所属とともに、勤務先から懲戒処分を受けたなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉毀損に当たると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。(措置:「要請」)

・インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名、住所及び電話番号などが掲載されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は、プライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。(措置:「要請」)

・インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は、学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。(措置:「要請」)

(3) その他

インターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話(みんなの人権110番:0570-003-110)、インターネット(インターネット人権相談受付窓口:https://www.jinken.go.jp/)、LINEなどでも相談に応じている。

また、インターネット上の人権侵害による被害を未然に防ぐため、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」や、啓発冊子「あなたは、大丈夫?考えよう!インターネットと人権」等の啓発資料を法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html)等で公開している。

さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。

